

令和2年（ネ）第391号 損害賠償等請求控訴事件

一審原告 寺 崎 昭 博

一審被告 株式会社 佐賀新聞社

意見陳述

2020年（令和2年）9月15日

福岡高等裁判所 第1民事部 御中

（一審）原告訴訟代理人 弁護士 江 上 武 幸

1 寺崎さんの訴訟代理人の江上です。

私からは原審判決が社会に与えた影響について報告させていただきます。

2 押し紙が行われる構造についてですが、新聞社の経営は新聞販売店の仕入れ代金と紙面広告料の二本立ての収入で成り立っています。

そのため、新聞社は手っ取り早く収入を増やすために販売店に仕入れ部数を増やすよう求めます。販売店の仕入れ部数が増えれば新聞社の収入は大きくなりますし、紙面広告料にも反映します。経営の観点からすると販売店に供給した新聞が全部配達されているかどうかは主たる関心事ではありません。

このように、新聞社は常に押し紙をする誘惑に駆られていますので、押し紙をなくすには法律の力に頼るしかありません。そのための法律が独占禁止法です。

しかし独占禁止法が禁止しているにもかかわらず、殆どの新聞社が半ば公然と押し紙を続けてきたのが現実です。

新聞の押し紙は、国民の知る権利と報道の自由という民主主義の基盤を支える報道機関が行っている点で、他の一般私企業の違法行為をは次元を異にする重大

な問題をはらんでいます。

- 3 寺崎さん家族は、佐賀新聞吉野ヶ里販売店を昭和56年から平成27年まで34年間にわたり経営してきました。新聞休刊日を除く毎日、どんなに悪天候の日でも休むことなく読者の皆さんに佐賀新聞を配達してきました。

家族・従業員を含め大変な努力をしながら佐賀新聞に尽力されてきたことは容易に想像することが出来ます。しかし、佐賀新聞社は自社の利益を販売店の利益に優先させる押し紙を経営の中心に据えており、寺崎さんに経営に必要な新聞の仕入れを強制し続け、ついには寺崎さんを廃業に追い込みました。

- 4 寺崎さんは、20代の後半に父親が突然亡くなられたため、司法試験の受験勉強を諦めざるを得なくなりました。寺崎さんは司法試験の勉強をしていたこともあって人一倍正義感が強く、また、佐賀新聞を愛するゆえに事あるごとに押し紙の解消を求めてきましたが煙たがれるだけでした。最後には自宅まで競売にかけられました。現在、知人の好意で何とか家族を養っていける程度の収入は得ていますが、この若さで将来は全く見えない状態にあります。

- 5 原審判決はNHK佐賀やサガテレビで放映され、全国的には朝日新聞や弁護士ドットコムを通じて広く知られ、ネット上では司法による押し紙問題の解決に道筋を開いた画期的な判決であるとの高い評価を得ています。地裁判決に勇気づけられ全国各地の新聞販売店が、集団で押し紙の解消に向けた行動を起こす動きが出始めています。

本控訴審において、佐賀地裁判決の判断を吟味いただき、新聞業界最大のタブーである押し紙問題を抜本的に解決することが可能となるような司法判断を示して戴くことを切望して、私の意見陳述とします。

以上